

古川なおき レポート

自由民主党横浜市議会議員 古川なおきの政務調査報告

一月刊一 2011年2月15日



「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」を提案！

寒い日が続いていますが、お元気にお過ごしのことと思います。春になるのを楽しみに、元気を出してがんばりましょう！

●無縁化する社会

さて、都市化の進展とともに、家族や地域社会の絆が崩壊し、高齢者の孤独死や自殺、児童虐待などが社会問題となっています。人と人とのつながりが希薄になっているように感じている方も多いと思います。個人的には単独世帯が増えていることも気になります。（2面資料参照）自治会町内会の加入率の低下、高齢単身者の増加や弱まる家族の絆、終身雇用が減る中、社内での人間関係の希薄化など、いわゆる地縁、血縁、社縁が無い「無縁社会」の問題が注目されています。私は無縁社会の中でも地縁に焦点をあて、2年前の議会で「地域コミュニティの醸成」が大切であると取り上げました。今回、仲間の議員とともに「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」を作成し、議会で提案しましたので、ご報告させていただきます。

●地域の絆をはぐくむために

地域住民の皆様や企業経営者の方に地域の重要性を再認識いただき、横浜市の職員にもぜひ先頭に立っていただいて、地域活動を活性化させたいと思います。具体的には自治会町内会の加入率の低下に歯止めをかけ、民生委員や青少年指導員、体育指導員や消防団、家庭防災員などの地域活動を促進させ、地域から絆を取り戻したいと考えて条例を立案しました。様々な地域活動が活発になり、お互いが顔見知りになることは町の防犯対策や防災対策にもなります。この条例によって、人を孤立化させない、人と人とお互いに絆をはぐくみ支え合って生きることができるような社会になればと思います。

●地域で友達をつくる

最近では他人に干渉されずに自由に生きることを好む人が多くなり、町内会役員や消防団などを希望する人も減っています。人間の心理は複雑で、気の合う人とは仲

良くしても、ちょっとしたことで直ぐに人間関係が壊れることもあります。なるべく人と関わらないように生きよう、面倒くさいことに関わりたくないという思いから地域や社会に対して無関心になってしまう人もいます。しかし、人はひとりでは生きていけませんし、孤独ほど辛いことはありません。昔は「向こう三軒両隣り」という言葉もありました。地域活動を通じた地元の友人ができるのは、とても楽しいものです。地域では様々なイベントや行事が行われていますので、たまに参加してみたいはいかがでしょうか。

ところで、ある私立学校が掲げている教育理念に、『人を排除しない』『人を認める』『仲間をつくる』とあります。この三つのことを守れば、子どもたちの人生は自ずとひらかれていくとの思いで掲げられたようです。三つの言葉を実践することは簡単なようで難しいことかもしれませんが、地域の絆をはぐくむためには必要な言葉だと思います。

●議員の条例提案

私は以前から、議員が政策立案能力を高め、条例を作成することが議員の役割であると主張してきました。今回は全国でも初めて地域コミュニティを活性化させるための条例を作成しましたが、今後とも市民の皆様の声をしっかり聞き、より良い横浜になるように様々な条例を提案できるよう、政策立案に励みたいと思います。皆様からも横浜市に対して政策提言いただければ幸いです。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。皆様のもますますのご健勝をお祈りいたします。



横浜市議会議員 古川なおき



追伸。先日子どもが1歳の誕生日を迎えました。まだつかまり立ちですが、一升餅を背負わせました。夜泣きをするので慢性的に睡眠不足ですが、子どもと一緒にいると様々なことに気づかされます。自分も1歳の頃は歩くこともできなかったと。そんなことを考えていると人に対して、もっとやさしくなることができるように思います。乳幼児も地域の絆をはぐくむために重要な役割があるのかもしれません。

【平成23年第一回定例会日程】本会議はどなたでも傍聴できます。

2月10～16日 常任委員会
2月18日 本会議（一般議案議決、予算代表質疑）
2月22日 本会議（予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託）
2月22～3月17日 予算第一・第二特別委員会
3月9～14日 常任委員会 本会議、委員会の様子は横浜市会インターネット中継でもご覧いただけます。
3月18日 本会議（予算議決）

古川なおきプロフィール

県立希望ヶ丘高校・明治大学 卒業/明治大学公共政策大学院 修了
横浜銀行勤務後、衆議院議員松沢成文（現在神奈川県知事）秘書
平成7年4月 横浜市議会議員初当選（26才最年少）
平成19年4月 4期連続当選
現在 平成22年 市民・消防委員会 副委員長
同 市会運営委員会 理事
自民党横浜市議会議員団所属
横浜市会F Cキャプテン（対戦チーム募集中！）



みんなで健康増進！& 市政について気軽に語り合いませんか？
政務調査活動の一環として「市民の皆様のご意見を」直接うかがう！

朝ウォーキング

日時：3月12日（土）朝7～8時半
集合場所：こども自然公園（大池公園）正面入口



★参加される方は、
当日直接、集合場所に
お集まりください。

「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う 社会の構築を促進する条例（案）」

我が国には家族や地域社会の絆を何よりも大切にする伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市（以下「市」という。）及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行う。

（市民の役割）

第3条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市職員の責務）

第6条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第7条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 地域活動団体(地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。

(2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。

(3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。

(4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報の提供が行われるときは、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。

(5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

（表彰）

第8条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市、及び横浜市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例を制定したいので提案する。

注) この条例案はまだ審議中で、3月18日の本会議で採決される予定です。

【資料1】 家族類型別一般世帯数および割合の将来推計

指標	2005年	2030年	指数 (2005年=100)
単独世帯	1446万世帯 (29.5%)	1824万世帯 (37.4%)	126
夫婦のみの世帯	964万世帯 (19.6%)	939万世帯 (19.2%)	97
夫婦と子から成る世帯	1465万世帯 (29.9%)	1070万世帯 (21.9%)	73
ひとり親と子から成る世帯	411万世帯 (8.4%)	503万世帯 (10.3%)	122
その他の一般世帯	621万世帯 (12.7%)	544万世帯 (11.2%)	88

【資料2】 世帯主が65歳以上の世帯

指標	2005年	2030年	指数 (2005年=100)
世帯主65歳以上の世帯	1355万世帯	1903万世帯	140
うち単独世帯	387万世帯	717万世帯	186

※推計方法…世帯推移率法を採用し日本の将来推計人口（2006年12月推計）を基礎として、国勢調査による一般世帯の2005年までの世帯形成の動向を将来に延長した。
※上記いずれも国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）の要旨・2008年3月推計」より抜粋



お気軽にご連絡ください。

FAX: 045-366-9700 / TEL: 391-4000

E-Mail: naoki@furukawa2002.com

みなさまのご意見
お待ちしております

古川なおき政務調査 事務所

〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘252-50

URL: <http://www.furukawa2002.com>

